（大都市の特例）

第七十条　令第五十一条第一項の規定に基づき、指定都市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第三十四条の七第一項及び第三項から第六項まで	都道府県知事	指定都市の市長
第三十四条の八		
第三十四条の九第一項から第四項まで及び第六項		
第三十四条の十一第一項から第四項まで、第六項及び第七項		
第三十四条の十二		
第三十四条の十四第一項から第三項まで及び第五項		
第三十四条の十五第一項から第三項まで及び第五項		
第三十四条の十五の二		
第三十四条の十六		
第三十四条の十七		
第三十四条の十八		
第三十四条の十八の二		
第三十四条の十八の三		
第三十四条の十九		
第三十四条の二十の三第四項		
第三十四条の二十二		
第三十四条の二十三第一項、第三項及び第四項		
第三十四条の二十四		
第三十四条の二十五		
第三十四条の二十六		
第三十四条の二十六の八		
第三十四条の三十		
第三十四条の五十七		
第三十四条の五十八		
第三十五条第四項		
第五十七条		
第六十二条		
第六十三条		
第六十四条		

（大都市の特例）

第七十条　令第五十一条第一項の規定に基づき、指定都市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第三十四条の七第一項及び第三項から第六項まで	都道府県知事	指定都市の市長
第三十四条の八		
第三十四条の九第一項から第四項まで及び第六項		
第三十四条の十一第一項から第四項まで、第六項及び第七項		
第三十四条の十二		
第三十四条の十四第一項から第三項まで及び第五項		
第三十四条の十五第一項から第三項まで及び第五項		
（新設）		
第三十四条の十六		
第三十四条の十七		
第三十四条の十八		
第三十四条の十八の二		
第三十四条の十八の三		
第三十四条の十九		
第三十四条の二十の三第四項		
第三十四条の二十二		
第三十四条の二十三第一項、第三項及び第四項		
第三十四条の二十四		
第三十四条の二十五		
第三十四条の二十六		
第三十四条の二十六の八		
第三十四条の三十		
第三十四条の五十七		
第三十四条の五十八		
第三十五条第四項		
第五十七条		
第六十二条		
第六十三条		
第六十四条		